

## 蒲郡市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの積極的勧奨の差控えにより、ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した者が、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種（以下「任意接種」という。）を受けたものについて、当該任意接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うに当たり、蒲郡市定期予防接種実施要綱（平成26年5月22日施行）とは別に、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 次の各号のいずれにも該当する者（償還払いと同種のものであると蒲郡市が認める措置による費用の助成を蒲郡市以外の市区町村から受けた者を除く。）とする。

- (1) 令和4年4月1日時点で蒲郡市の住民基本台帳に登録があること。
- (2) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子
- (3) 16歳となる日の属する年度の末日までに定期接種において3回の接種を完了していないこと。
- (4) 令和4年3月31日までに日本国内の医療機関で任意接種を受け、実費を負担したこと。
- (5) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施される定期接種をいう。）を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対して償還払いを行うことができる。

### (償還額の支給等)

第3条 市長は、次条の規定に基づく申請を適正と認めたときは、償還払いを受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、前条第1項第4号の実費（最大3回接種分まで）に相当する額（以下「償還額」という。）を支給するものとする。

- 2 償還額に係る接種1回当たりの上限額は、申請した年度において、市と一般社団法人蒲郡市医師会との間で締結した個別予防接種業務委託契約の接種単価（以下「接種単価」という。）とする。
- 3 償還額は接種を行った医療機関に対し支払った接種費用とし、接種費用に含まれないもの（接種に要した交通費、宿泊費、次条第1項に掲げる書類の発行に要した文書料等）は助成の対象外とする。
- 4 申請者が、次条第1項第1号に掲げる書類を添付することができないときは、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める償還額とする。
  - (1) 同項ただし書の規定による証明書の提出があり、かつ、当該証明書において医療機関が接種金額を証明した場合 当該金額
  - (2) 前号以外の場合 1回当たり14,900円  
(償還払いの申請及び支給の方式)

第4条 申請者は、蒲郡市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、申請者が第2号に掲げる書類を添付することができない場合には、蒲郡市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書（第2号様式）の提出をもって同号に掲げる書類に代えることができる。

- (1) 第2条第1項第4号の実費を支払った事実及びその額を証明できる書類（原本）
  - (2) 償還払いを受けようとする者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証、接種記録カード又は接種済みの記載がある予診票等（写し）
- 2 市長は、前項の規定により書類が提出された場合は、当該書類を確認の上、不適正支給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受け付ける。この場合において、前項の規定により提出された書類に不足があるときは、市長は、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

（申請期限）

第5条 償還払いの申請期限は、令和7年3月末日とする。

（支給方法）

第6条 市長は、第4条の規定に基づく申請を適正と認めた時には、申請者が指定する口座に振り込むことにより、償還払いを行うものとする。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により償還払いを受けた者に対し、支給を行った償還払いの返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 償還払いを受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第9条 市は、償還払いを行うことの決定のための調査又は過去に決定した償還払いに係る調査のために特に必要と認めるときは、申請書兼請求書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、償還払いに係る事務の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。